

要望先：滋賀県土木交通部 流域政策局

市街地における一級河川の改修と公共下水道（雨水）整備との連携について【県への要望】

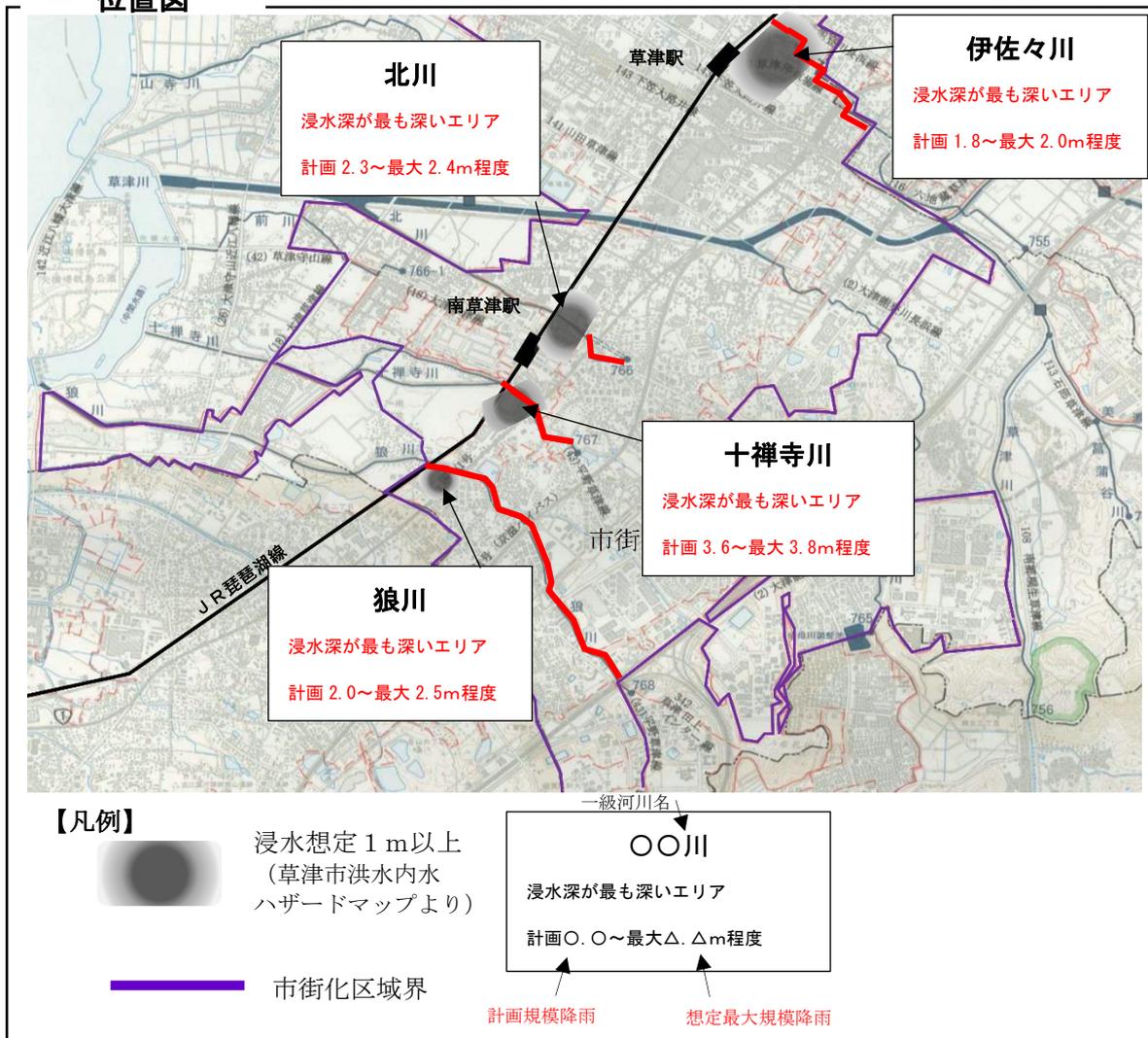
要望内容

市街地において一級河川上流部が未改修となっていることから、大雨や台風などによる浸水被害軽減のため、市が実施する公共下水道（雨水）整備の吐口となる、一級河川北川、狼川、十禅寺川、伊佐々川の改修を積極的に進めていただきたい。

特に河川整備計画に位置付けのある下記の河川について、特段の配慮をお願いしたい。

- ① 北川（JR交差部から国道1号まで、および国道1号より上流0.3km）の早期完成
- ② 狼川（調査検討区間1.8km）の概略設計

位置図



現状と課題

平成25（2013）年9月の台風18号の豪雨において、草津川や狼川の堤防が一部崩れ、また、十禅寺川では越水のおそれがあったため、土のうを積み水防活動で緊急的な対策を講じたところである。

北川はJ R交差部上流約220mまで、十禅寺川・狼川はJ R交差部下流側まで改修済みであるが、市街化区域内の住宅密集地となっている上流部が未改修であり、天井川のままでは治水安全度が低く危険な状況である。

草津市洪水・内水ハザードマップにおいては北川、十禅寺川、狼川、伊佐々川のJ R交差部上流域では浸水深が1.8m～3.8m程度の範囲が存在し、すべての河川が市街化区域内にある天井川である。

これら市街地の浸水被害軽減のために市では雨水施設整備を実施したいが、その流末となる一級河川が改修できていないことから事業実施に支障をきたしている。

事業実施による効果

大雨災害時、甚大な被害が予想されることから、一級河川の改修により被害を未然に防ぐとともに、流域内の抜本的な治水対策が図れ、住民の生命財産を守り、安全で安心な市民生活につながる。

担 当：建設部	土木管理課	国県事業推進係	TEL：077-561-1501
	河川課	河川係	TEL：077-561-2397

重点要望(継続)

要望先：滋賀県土木交通部 住宅課



公営住宅建替事業への支援について【国への要望】

要望内容

老朽化が進んだ公営住宅の建替について、早期に事業着手が必要な団地を選定するため、令和3年3月に策定した「草津市公営住宅建替基本計画」に基づき、計画の中で最も優先順位が高かった木川団地、西一・下中ノ町団地について建替事業に着手するものである。

建替事業に必要な業務を実施するにあたり、円滑な事業実施が図れるよう交付金要望額の重点的な確保について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

建替後イメージ図



木川団地建替イメージ（共同住宅タイプ）

※上記パース図は、あくまでイメージであり、実際に建てる市営住宅とは異なります。

現状と課題

市中心部の小規模団地には法定耐用年限を間近に迎える住戸を保有しており、それらの更新が課題となっている。住宅政策における上位計画である「草津市住生活基本計画」で想定する公営住宅等の需要に適切に対応するために必要なストックの構成を早期に整えるとともに、「草津市公営住宅建替基本計画」に基づき、建替により集約化を進め、維持管理コストの縮減を図っていく必要がある。

建替事業は、現地建替を予定しているため、高齢な入居者等に仮移転および本移転をお願いする必要がある。

入居者に複数回の転居を求める事業であり、入居者の生命財産を守る観点から着実な事業実施が求められている。

事業実施による効果

老朽化が進む公営住宅について、高齢者や子育て世帯等に優しい公営住宅の整備を行うことにより、高齢化が進み、公営住宅等への居住ニーズが高まる中、適切に高齢者等の住宅確保要配慮者等の居住の安定と集住を進め、住宅に困窮される市民に対し、平時・有事を問わず安全で快適な住まいの供給が可能となる。

担 当：建設部 市営住宅課 市営住宅係
TEL：077-561-2395

重点要望(継続)



要望先：滋賀県土木交通部 都市計画課

草津川跡地の整備に対する支援について 【国への要望、県への要望】

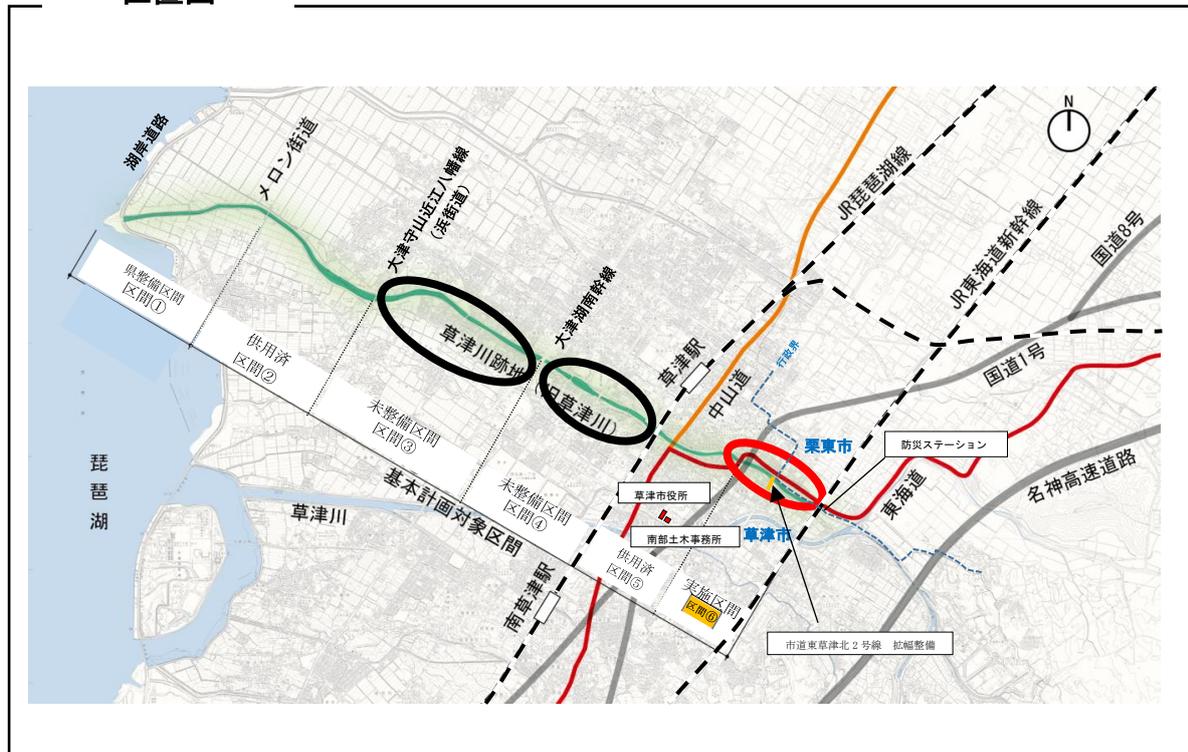
要望内容

草津川跡地について、優先整備区間とした区間2および区間5をそれぞれ、草津川跡地公園（区間2）、草津川跡地公園（区間5）として平成29（2017）年4月に供用開始した。

今回の整備区間にあたる区間6について引き続き、県におかれては、草津川跡地整備事業に対する財政支援と栗東市との共同事業のための支援、調整について、特段の配慮をお願いするとともに、関連事業である市道東草津北2号線の拡幅整備も含め、財政支援について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

また、将来的な事業実施にあたっては、国および県からの支援について、国への働きかけを含め、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

草津川跡地整備事業は、平成23（2011）年に策定した草津川跡地利用基本構想および平成24（2012）年度に策定した草津川跡地利用基本計画に基づき、草津川跡地を琵琶湖と市街地を結ぶみどり軸として整備しているが、関連する市道の整備も含め事業には多額の費用が必要となることから、事業実施にあたっては、国の補助金等の積極的な財政支援が必要であり、また、平成25（2013）年3月に締結した県との覚書に基づき、引き続き、県の財政支援と、区間6において栗東市の事業が円滑に進められるよう調整していただく必要がある。

事業実施による効果

- 1 貴重な自然環境との調和に配慮しながら緑地空間を創出することにより、県民の生活にうるおいとやすらぎを与えることができる。
- 2 天井川や旧街道など県民に親しみのある歴史的資源を保全・活用することにより、まちの魅力を向上させることができる。
- 3 琵琶湖湖岸から防災ステーションまでを緊急輸送の道路として整備することにより、広域防災機能を補完することができ、沿線住民の一次避難地としての役割を果たすことができる。
- 4 新たな集客・魅力拠点を整備することにより、中心市街地活性化とともに、にぎわい空間を創出することができる。
- 5 本市だけでなく県の観光・集客施設として認知され、周辺地域の経済効果や県外等から観光客増加が見込まれる。
- 6 関連する市道の拡幅整備により、草津川跡地（区間6）と都市計画道路矢倉草津線（ふれあいロード）を結ぶ道路が確保され、国道1号・栗東方面への利便性を向上させることができる。

担 当：建設部 草津川跡地整備課 整備管理係 TEL：077-561-6867
道路課 管理用地係 TEL：077-561-2390

要望先：滋賀県土木交通部 流域政策局

草津川跡地河口部の整備について【県への要望】

要望内容

草津川跡地について、優先整備区間とした区間2および区間5をそれぞれ、草津川跡地公園（区間2）、草津川跡地公園（区間5）として平成29（2017）年4月に供用開始した。

区間1については、河川管理者である県において一級河川琵琶湖の整備として、平成28（2016）年度から整備工事に着手され、令和元（2019）年度に、自転車歩行者道（左岸）を開通し、令和3（2021）年度は湖岸道路アンダー部を整備いただいた。

引き続き、河川内の整備とその活用、維持管理を検討いただきながら、事業の早期完了について、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



湖岸道路アンダー（整備後）

現状と課題

平成28（2016）年度から整備工事を進めていただいているが、河川内の整備や活用、維持管理等については、引き続き地元との調整を進めていく必要がある。また、旧中島橋から下流の計画についても地元と調整を進めていく必要がある。

事業実施による効果

親水空間や災害時の緊急輸送道路としての機能が発揮されることで、良好な水辺環境が確保されるとともに、防災機能が強化できる。

担 当：建設部 草津川跡地整備課 整備管理係 TEL：077-561-6867



要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課、道路保全課

県道の交差点改良による渋滞緩和と歩道未整備区間の交通安全対策について【県への要望】

要望内容

県道の交差点において慢性的な交通渋滞が発生しており、滋賀県道路整備アクションプログラム2023に位置付けいただき、現在取り組んでいただいている下記について、早期に事業を進めていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

(都) 大津湖南幹線の「矢橋中央」交差点改良

A：矢橋帰帆島方面（県道草津守山線）から大津方面（(都) 大津湖南幹線）に進入する右折車線の設置

B：大津方面（(都) 大津湖南幹線）から南草津駅方面（(都) 矢橋野路線）に進入する右折車線の延長

また、矢橋中央交差点から南草津駅方面の一部区間で歩道未整備の区間があることから、交差点改良とあわせて歩道設置いただくよう、特段の配慮をお願いしたい。

位置図・写真

矢橋中央交差点改良



歩道設置



現状と課題

矢橋中央交差点において、右折車線がないため、矢橋帰帆島方面（県道草津守山線）から大津方面（（都）大津湖南幹線）への右折車両が並ぶと、守山方面への左折車両および南草津駅方面への直進車両が停滞し、交通渋滞が発生している。

近江大橋の無料化等により、矢橋中央交差点の大津方面（（都）大津湖南幹線）から南草津駅方面（（都）矢橋野路線）への右折車両が多いにもかかわらず、交差点の右折車線長が短いため、守山方面への直進車線まで影響し、交通渋滞が慢性化している。

大津草津線について、令和6年度に川の下交差点付近の横断歩道橋および歩道整備をしていただいたところであるが、一部、歩道未整備の区間があることから、歩行者の安全対策が必要である。

事業実施による効果

- 1 当該整備により、県道や市道の交通渋滞緩和を図ることができる。
- 2 交通状態緩和により、交通事故減少につながる。

担 当：建設部 土木管理課 国県事業推進係
TEL：077-561-1501

要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課

こども達が安全に通学や活動ができる道路整備 について【国への要望】

要望内容

当市では、草津市通学路等安全対策実施プログラムに基づき、地域と一体となって潜在的な危険箇所を把握しながら通学路や未就学児移動経路における交通安全確保のための道路整備事業に取り組んでいる。

こうした中、令和元（2019）年には、滋賀県大津市の交差点で園児を巻き込んだ事故、令和3（2021）年には千葉県八街市で小学生を巻き込んだ事故が発生し、交差点等における安全対策が全国的な問題となっており、当該事業による交通安全対策を早期に推進する必要がある。

引き続き、財政面での支援を国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

写真

市道 志那中下物線での対策事例



◆隣接する小学校・こども園の通学路・集団移動経路の安全対策を実施



現状と課題

全国的な人口減少傾向のなかで、当市においては現在も人口が増加し続けており（令和6年度の対前年度人口増加比率1.01）、児童数は約8,300人に達し、平成28（2016）年4月には小学校1校が新たに開校されたところである。

こうした中、児童生徒を巻き込んだ交通事故は毎年発生しており、令和元年には、滋賀県大津市の交差点で園児を巻き込んだ事故、令和3（2021）年には千葉県八街市で小学生を巻き込んだ事故が発生し、全国的に取り上げられている。

また、地域や学校、保護者からも登下校時の安全確保を図るための道路環境整備に関する要望が増えており、早急な対応が求められている。

通学路等における通行空間の整備には多額の経費を要するため、事業を円滑に推進するためには、社会資本整備総合交付金要望額を確保していただく必要がある。

事業実施による効果

通学時等における子ども達の安全が確保され、交通事故の削減につながるとともに、万が一、重大な事故が発生した際においても、被害の軽減につながり、これからの日本の未来を担っていく尊い命が守られることとなる。

担 当：建設部 道路課 管理用地係
TEL：077-561-2390

要望先：滋賀県土木交通部 道路保全課、都市計画課

公共施設の適切な維持管理に対する支援について 【国への要望、県への要望】

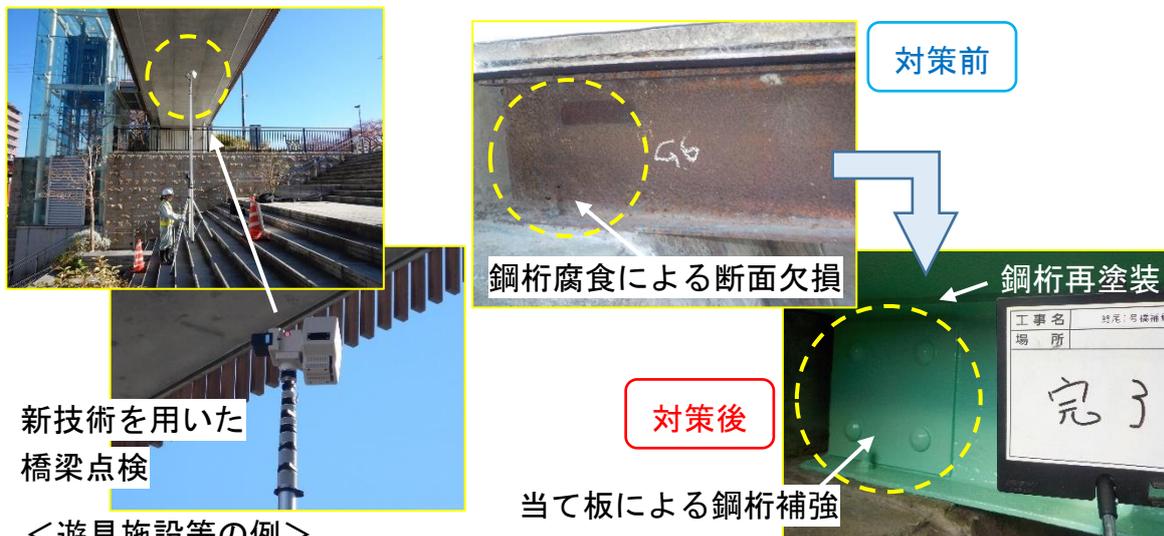
要望内容

道路橋梁や舗装、公園など日常生活に不可欠な公共施設について、老朽化が進んでおり、ライフサイクルコストを踏まえた効率的な維持管理を行っていくためにも、点検や修繕について継続的に取り組む必要があるが、地方自治体の負担は極めて大きくなっている。このため、引き続き、国および県からの財政面、技術面での支援が必要であり、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

写真

<道路橋梁の例>

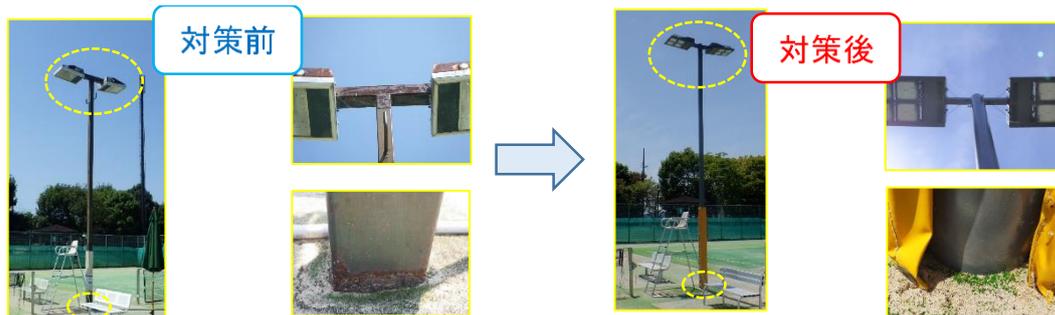
◆定期点検結果を基に、計画的に修繕を実施



新技術を用いた
橋梁点検

<遊具施設等の例>

◆定期点検結果を基に、計画的に更新等を実施



現状と課題

地方自治体の管理する施設について、老朽化が急速に進行しており、道路橋梁や舗装、公園など、施設の老朽化等を原因とする施設の損傷や機能の低下が全国的に発生している。

このため、予防保全を踏まえた維持管理・更新を合理的かつ効果的に行い、安全性の確保が必要であるが、老朽化対策の確実な実施のためには、適正な管理と予防保全を踏まえた継続的な予算の確保や、技術的支援が必要である。

事業実施による効果

施設の点検や修繕について継続的に取り組み、安全性の確保や予防保全を踏まえた効率的な計画の作成および更新を行うことで、維持管理コストの縮減を図ることが可能となり、維持管理水準も高まることにつながる。

担 当：建設部 道路課 管理用地係 TEL：077-561-2390
公園緑地課 整備係 TEL：077-561-6963

要望先：滋賀県土木交通部 道路整備課

市道野路南中央線の延伸整備に係る支援について 【国への要望】

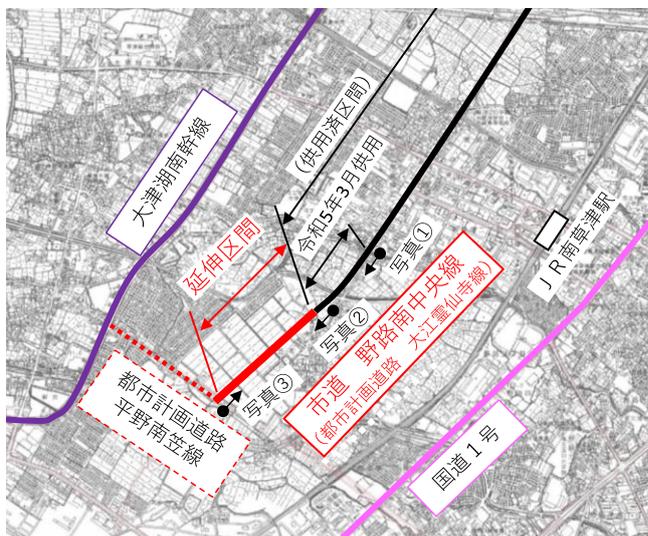
要望内容

市道野路南中央線（（都）大江霊仙寺線）は、隣接する市域間を南北に結ぶ幹線道路であるとともに、国道1号や（都）大津湖南幹線といった主要幹線道路の補助幹線としての機能を併せ持つ重要な道路である。

令和5年（2023）3月に一部区間を供用したところであり、当該道路のストック効果を早期に発揮すべく、引き続き次年度以降も延伸予定区間の事業進捗が図れるよう支援を国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

位置図・写真

※ 道路計画位置を赤色で示しています。



現状と課題

滋賀県の南部地域は、京阪神および東海を結ぶ交通の要所であり、国の基幹道路である国道1号は、草津市域において交通量が約4.3万台/日（令和3（2021）年度道路交通センサス結果）にもおよび、交通渋滞が慢性化している状態である。このことに対応するため、国道1号の渋滞対策機能を持つ当該路線の整備が急務となっている。

令和5（2023）年3月に草津市都市計画道路整備プログラムを策定し、優先度の高い市道野路南中央線（（都）大江霊仙寺線）および（都）平野南笠線の一部区間について、今後10年間での整備推進を位置付けたところである。また、当該道路の一部区間を令和5年（2023）3月に供用したことからも、ストック効果を早期に発揮させるべく、本事業を計画的に推進していくには、社会資本整備総合交付金要望額の確保が課題となっている。

事業実施による効果

- 1 大津・湖南地域における慢性的な交通渋滞の緩和に大きく貢献できる。
- 2 国道1号の交通渋滞解消および産業・商業の基盤整備の促進を図ることにより、経済効果の増大が期待できる。

担 当：建設部 道路課 管理用地係

TEL：077-561-2390

一般要望(継続)



要望先：滋賀県土木交通部 都市計画課

むれやま 牟礼山公園の用地取得および今後の整備等について 【県への要望】

要望内容

牟礼山公園は、昭和47年に都市計画決定をされた公園であり、草津市と大津市の両域に跨り、かつ、びわこ文化公園都市将来ビジョンの対象地域内にあるため、県が管理する文化ゾーンと一体的な活用を行うことで、県民の憩いの場として貴重な施設になることから、用地取得および今後の整備や維持管理等を県で対応いただくことについて、特段の配慮をお願いしたい。

位置図



現状と課題

牟礼山公園は、県から風致公園として都市計画決定をされた都市公園であり、その区域は当市と大津市の間に跨っており、広域的な利用が想定されることから、県において用地取得および今後の整備や維持管理等を行う必要がある。

事業実施による効果

文化ゾーンと合せて、県民の憩いの場としての魅力充実を図ることができる。

担 当：建設部 公園緑地課 整備係

TEL：077-561-6963

要望先：滋賀県琵琶湖環境部 下水道課

湖南中部浄化センターにおける中間水路の水質改善について【県への要望】

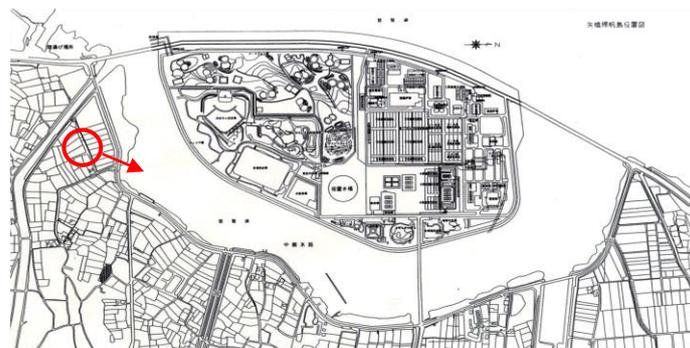
要望内容

湖南中部浄化センターにおける中間水路は、水草の大量繁茂や浮遊ゴミ等の滞留により景観の悪化や船舶航行の障害となっている。特に夏場には臭気が発生し、生活環境への悪影響や帰帆島のイメージダウンにつながっているため、毎年、除草や浮遊ゴミ等の撤去を実施いただいているが、抜本的な解決には至っていない。

このため、中間水路の抜本的な水質改善に向けて、現在、水流発生による水質改善を検討いただいているところであり、具体的な対策を早期に実施いただくよう特段の配慮をお願いしたい。

位置図

[中間水路]



中間水路の状況

現状と課題

現在の中間水路における水草の大量繁茂や浮遊ゴミ等の滞留は、湖流の停滞による水質の悪化や低層の低酸素化、湖底のヘドロ化など、従来の自然環境や生態系に大きな影響を与えるとともに、船舶航行の障害や腐敗に伴う臭気の発生など生活環境にも様々な支障をきたし、深刻な状況が続いている。

また、オオバナミズキンバイの大規模群落の除去は完了したが、ヒシ等が樋門や河口に大量繁茂し、浮き草やゴミが大量に溜まり、臭気や景観の悪化を起こしている。

[中間水路の水草除草の推移]

毎年除草を行っていただいているものの、環境改善にまで至らず、抜本的な解決になっていない。(単位：㎡)

年 度	合 計	ヒシ 表 層	ヒシ 根こそぎ	オオバナミ ズキンバイ
令和 2年度	90,600	49,000	41,600	0
令和 3年度	81,000	43,000	38,000	0
令和 4年度	160,200	40,200	120,000	0
令和 5年度	112,000	30,000	82,000	0
令和 6年度	100,000	20,000	80,000	0

※実績値は滋賀県からの提供

事業実施による効果

- 1 矢橋帰帆島の中間水路の改善対策を行うことにより、帰帆島のイメージアップが図れ、多くの県民や県外からの利用者にとって、憩いの場として親しんでもらえる施設となる。
- 2 水草の大量繁茂や浮遊ゴミ等の滞留などの改善対策により、周辺住環境に及ぼす悪影響を低減し市民生活の向上が図れる。

担 当：上下水道部 上下水道施設課 管理係
TEL：077-561-2402



要望先：滋賀県健康医療福祉部 生活衛生課

水道事業への財政支援の拡充について【国への要望】

要望内容

水道施設は住民の命や生活を支える最重要のライフラインである。そのため、水道施設の耐震化や老朽化による更新は、国全体として早急に進めなければならない。

昨年発生した能登半島地震などを受け、国において、水道の地震対策に係る補助制度の一部見直しがなされ、資本単価要件とは別に新たに加速要件が補助要件に加わり、地震対策に係る国庫補助採択基準の緩和等が図られた。

しかしながら、当採択基準の緩和は限定的でハードルが高く、十分な人員体制や資金力等が確保されていない事業体（自治体）にとっては、緩和とは到底言えないものである。

また、現在、全国的に社会問題となっている水道施設の老朽化については、更新に係る事業費が年々上昇し、莫大な事業費を要しているにも関わらず、国庫補助採択基準の緩和は、一切なされていない状況である。

については、令和6年度から水道事業が国土交通省へ移管され、上下水道一体として整備や管理等を進めていくという国の主旨を鑑み、水道施設の耐震化や老朽化による更新に対し、水道事業者（自治体）の実情を十分に踏まえた国庫補助制度の創設や採択基準の緩和等を、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

水道事業者は、施設の耐震化や老朽化による更新などの整備を進め、いつ何時起こる可能性のある大規模災害等に備え、住民の命や生活を支えるため、強靱で持続可能な水道事業を目指していく責務がある。

しかしながら、耐震化等の整備には多額の経費を要するものの、収入増に結びつかない投資の増加は、物価高騰により支出額がさらに増加している状況かつ、水需要の減少により料金収入の減収が続く厳しい経営状況の中、その原資を確保するためには、水道料金の値上げなど、水道事業経営に大きな影響を及ぼすこととなり、現在の補助制度の中での早期の施設の強化・更新は困難な状況にある。

そのため、水道事業体（自治体）の実情を十分に踏まえた国庫補助制度の創設や、現在の補助採択基準を緩和し、見直していただくことで、下水道事業と同様に、水道事業についても国庫補助を受けながら、施設の耐震化や更新等を早期に進めていく必要がある。

事業実施による効果

水道事業は、住民の命や生活を支える最重要のライフラインであり、大規模災害等の非常時においても安定した供給が求められている。

補助制度の創設や拡大が図られることで、耐震化や老朽化による更新など、早期に水道施設の強靱化が行なわれるとともに、水道事業経営の安定につながる。

担 当：上下水道部 上下水道総務課 上下水道総務係
TEL：077-561-2440

要望先：滋賀県教育委員会事務局 教育総務課

学校施設環境改善交付金の確実な事業採択および補助単価の引き上げについて

【国への要望】

要望内容

学校施設の改修や設備の更新工事等に係る学校施設環境改善交付金の確実な事業採択および補助単価の引き上げについて、国に働きかけていただきたく、特段の配意をお願いしたい。

現状と課題

当市の小中学校については、昭和40年代後半から50年代に建築した施設が多く、建物や設備の老朽化が進んでいるため、改修や更新等を行う必要がある。

また、グラウンドについても経年劣化が進み、降雨後数日経過しても水が引かず授業が出来ない等支障をきたしており改修を行う必要がある。

これらの事業実施には多大な財政負担を伴うため、市単独での実施は困難であり、国による補助が必要不可欠である。

については、自治体において年度当初から円滑な事業実施ができるよう、国において必要な予算を確保し、確実な事業採択および補助単価を実態に見合った額に引き上げをされるよう要望する。

<令和8年度実施予定工事等>

- ・南笠東小学校予防改修2期工事
- ・笠縫小学校長寿命化改修1期工事
- ・草津小学校長寿命化改修工事実施設計
- ・矢倉小学校トイレ改修工事
- ・南笠東小学校体育館トイレ改修工事
- ・矢倉学校校舎棟非構造部材改修2期工事
- ・志津南小学校グラウンド改修工事

事業実施による効果

- 1 確実な事業採択により、学習環境の改善および児童生徒の安全・安心の確保の推進を図ることができる。
- 2 補助単価の引き上げにより、学校設置者の負担を軽減することができる。

担 当：教育委員会事務局 教育総務課 施設係

TEL：077-561-2426

小中学校の正規教員の適正な配置と、臨時講師・非常勤講師の人材確保と紹介について【県への要望】

要望内容

年度当初から欠員が生じないように、小中学校に正規職員を適正に配置いただきたい。また、臨時講師・非常勤講師ができる人材を県で確保していただくとともに、学校の要望に応じて紹介していただくシステムの構築や、学校現場に適した人材の紹介についても、特段の配慮をお願いしたい。

さらに、国が進める学校の指導・運営体制の充実に向け、専科指導教員（教科担任制・英語専科）や生徒指導担当の拡充についても、正規職員の配置となるよう特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

特別な支援を要する児童・生徒の増加等により学級数が増加傾向にある中、正規職員を担任や加配教員全てに配置できていない状況であり、とりわけ中学校においては欠員数がかなり多いため、定数通りの必要な正規職員の確保をまづもってお願いしたい。そのことが、何よりも子ども達の健全な育成・教育の充実さらには、教員の働き方改革に資するものであると認識する。

その上で、正規職員の欠員においては、臨時講師で対応することとなり、この臨時講師は、市町や学校において探すこととなっている。近年の育休制度改善による育休取得者の増加・長期化と病休者の増加により、講師採用に苦慮し多くの労力を費やしている現状があり、このことは県内の市町における全体的な課題であることから、臨時講師・非常勤講師の人材確保や学校現場に適した人材の紹介等のシステムの構築を県において図っていただきたい。

国においては、少子化を見据えた中において小学校における英語を含めた教科担任制の拡充・中学校における生徒指導担当職員の配置などの施策を打ち出しておられるが、こうした職員の配置については、正規職員の純増による配置となるよう特段の配慮をお願いする。

事業実施による効果

- ・学級担任の不在や教務による代行など、子どもや保護者の不安を和らげるとともに、スムーズな学級経営・学習指導を行うことができる。
- ・専科指導教員（教科担任制・英語専科）の指導学級においては、担任業務の負担を軽減し、学級運営や他教科の指導に関する教育の質を向上させることができる。
- ・学校が必要な時に、講師を確保することが可能になる。
- ・講師を探すために使っていた時間と労力を他の業務に充当したり、業務の削減を図ったりできる。
- ・職務能力が不十分な講師を雇用するリスクがなくなる。
- ・小学校に英語専科教員の増員とそれに応じた効果的な運用システムを構築することで、他の教員の全体的な指導力が底上げされ、英語教育の質を高めていくことができる。
- ・中学校におけるきめ細やかな生徒指導が可能となる。

担 当：教育委員会事務局 学校教育課 教職員係
学校政策推進課 学校政策推進係
TEL：077-561-2436
077-561-6981

特別支援教育充実のための人的配置および「地域で学ぶ」支援体制強化事業補助金について 【国への要望、県への要望】

要望内容

特別支援教育（インクルーシブ教育）の充実のため、次の3点について特段の配慮をお願いしたい。

- ・ 特別支援教育コーディネーターの専任化
- ・ 医療的ケアのための看護職員配置事業における県補助制度の基準緩和、ならびに人材確保のための体制整備と補助制度の拡充(単価の引き上げ)について、国への働きかけ
- ・ 合理的配慮コーディネーターの増員および県補助制度の基準緩和

要望理由

- ・ 文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の中で、特別支援教育コーディネーターが合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担うことに十分留意し、学校において組織的に機能するよう努めることと明記された。児童生徒に、個に応じた教育を行うためには、専門的な知識や経験や関係機関との連携、校内就学委員会やケース会議等の企画・運営等が必要で、業務量が多く、他の業務と兼任する現状においては、十分な支援をすることが困難である。
- ・ 医療的ケアのための看護職員は児童生徒の健康維持や安全確保において非常に重要な役割を担っているとともに、医療的ケアが必要な児童が義務教育を受けるために欠かせない人員であるにもかかわらず、看護師が不足しており人材確保が困難である。令和6年度の県補助制度の実施要項変更に伴い、児童生徒の障害の状況によって補助事業対象となるモデル校数が減少したことから、インクルーシブ教育システムの構築に遅れが生じる。

- ・「地域で学ぶ」支援体制強化事業である合理的配慮コーディネーターについては、配置基準に満たない学校にも支援対象児童生徒が在籍しており、補助金の対象外となっているため手厚い支援ができない状況にある。「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」第11条第1項の規定に基づき、文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（平成27年文部科学省告示第180号）の一部を改正し、令和6年4月1日から施行されるにあたり、その中の合理的配慮例による「一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定する」ことが難しい。

現状と課題

【現状】 令和7年度4月

- ・特別支援学校への就学要件を満たす児童生徒の在籍校と児童数
18校 36名
- ・合理的配慮コーディネーターと対象児童数
9校に配置 コーディネーター9名 児童数23名
- ・医療的ケアのための看護職員と対象児童
6校に配置(うち県補助対象は1校) 看護職員6名 児童数6名

【課題】

- ・特別支援教育コーディネーターが他の業務を行っていることで、すべての就学相談の対応が困難である。
- ・医療的ケアのための看護職員の人材確保が確定されないことで、保護者の職の安定につながっていない。
- ・補助金について、インクルーシブ教育システムの構築を進めるための事業であるが、令和5年度、令和6年度の実施要項の変更によって、補助事業対象となるモデル校数が減り、インクルーシブ教育システムの構築が遅れる。
- ・実際には、配置校以外にも支援を必要としている児童生徒は在籍しており、1学級に2名以上という条件かつ当該特別支援学級に児童生徒4名以上在籍の学校にのみ配置されているため、基準に満たない学級に在籍する児童生徒への一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じて決定することが難しい。
- ・合理的配慮コーディネーターのコーディネーターとしての職務増加に伴い、人材確保や育成が難しい。

事業実施による効果

- ・特別支援教育コーディネーターの専任化により、校内就学委員会やケース会議等に適切な支援が図られ、相談の充実、個に応じた教育が一層進む。
- ・看護師を配置いただくことで、医療的ケアを必要とする児童生徒および保護者が安心して学校生活を送ることができる。また、担任や、全教職員が看護師と連携を図りながら健康状況を確認し、適切な指導を行うことができる。
- ・合理的配慮コーディネーターにより、個別の障害の状況を的確に把握し発達段階に即した支援を充実させることで、障害の有無に関わらずともに学ぶ共生社会をめざす学校作りを行うことができる。
- ・合理的配慮コーディネーター、医療的ケアのための看護職員の配置数が増えることで、インクルーシブ教育システムの構築が進む。
- ・合理的配慮コーディネーター、医療的ケアのための看護職員が配置される補助事業対象となるモデル校が増加し手厚く配置されることで、支援の対象となる児童生徒の就学先として、保護者・児童生徒が安心して地域の小中学校を選択することができるとともに、適切な就学指導を行うことができる。

担 当：教育委員会事務局

児童生徒支援課 児童生徒支援係

TEL：077-561-2437

小中学校の業務改善について【県への要望】

要望内容

小中学校の教職員の業務負担を軽減するため、学校の業務改善の推進について、特段の配慮をお願いしたい。また、スクールカウンセラー・ソーシャルワーカーの適正な配置、スクールサポートスタッフの補助拡充など、「学校における働き方改革取組計画」の具現化についても、一層積極的に取り組んでいただくよう、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

学校の業務は増加の一途を辿る中、国・県・市とそれぞれの自治体において学校の「働き方改革」「業務改善」を推進し、各所でその成果が出始めている。

しかしながら、子どもと向き合うための時間や授業の準備、教材研究などに費やすための時間の確保は未だ十分とは言えず、また教職員のワーク・ライフ・バランスの実現も困難な状況である。

こうした状況を改善し、教育の質の向上やワーク・ライフ・バランスの実現を図るために、公立小中学校の性質上、市の取組だけでは実現は困難であり、県による一層積極的な業務改善のための取組が必要不可欠である。

＜県をお願いしたい事項の例＞

- ・ 大規模校における教頭の複数配置
- ・ スクールサポートスタッフの県による配置または配置する市町への補助制度の拡充（補助率の拡充）
- ・ 県が実施する調査、会議、研修の見直し
- ・ 部活動に係る指導員等人的支援の拡大と県による人材バンクの創設

事業実施による効果

- ・ 子どもと向き合うための時間や授業の準備、教材研究などに費やすための時間が確保できるようになり、教育の質を向上させることができる。
- ・ 教職員の超過勤務時間を削減し、ワーク・ライフ・バランスを実現し、教員個々の生活自体を充実したものにすることができる。

要望先：滋賀県教育委員会事務局 教職員課、保健体育課

養護教諭の人的配置の拡充について【国への要望】

要望内容

複雑化・多様化する養護教諭の業務負担の軽減や児童生徒へのきめ細やかな対応のため、正規職員の義務標準法の複数配置基準緩和について、国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

養護教諭は、日々の救急処置や保健指導、健康診断の管理、学校環境衛生調査などに加え、不登校児童生徒や特別な支援を要する子どもへの対応、子どもが安心できる居場所としての保健室経営など、その業務は近年、複雑化・多様化している。

また、校外学習への引率や研修等での出張で学校を不在にすることも多く、養護教諭不在の際に起こる怪我、疾病、事故等に対しては、専門的知識を有しない養護教諭以外の教職員が対応している状況であり、専門的知識に基づく適切かつ迅速な対応ができる体制を整える必要がある。

事業実施による効果

養護教諭の加配を行うことで、以下の課題解決を図ることができる。

- ・養護教諭が出張等で不在となる場合に相互にサポートし合うことが可能となり、不在時の怪我、疾病、事故等に対し、専門的知識に基づく的確かつ迅速に対応が可能となる。
- ・社会環境の変化とともに児童生徒の心身における健康課題が複雑化・多様化しており、それに伴い養護教諭の業務も複雑化・多様化しているが、複数で対応することで、個々の児童生徒に対して、よりきめ細かな対応が可能になる。

担当：教育委員会事務局 学校教育課 学事・学校保健体育係
TEL：077-561-2421



歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業補助金等の適切な確保について【国への要望】

要望内容

国指定史跡である芦浦観音寺跡や草津宿本陣の史跡整備や埋蔵文化財調査について、歴史活き活き！史跡等総合活用整備事業補助金等を用いて取り組んでいる。令和7年度の史跡整備においては要望額が措置される見込みであるが、継続して適正な補助金配分がなされるよう国に働きかけていただきたく、特段の配慮をお願いしたい。

現状と課題

- ① 史跡整備と埋蔵文化財調査を共に進める本市にとって、事業の進捗には国庫補助金の取り込みが必須と考えているが、要望額に対し交付額が下回ることがある。
- ② 史跡整備事業全体のスケジュールに遅れが生じており、今後の事業実施において財源の確保が重要であると考えます。
- ③ 埋蔵文化財調査においても、本市は全国でも稀な人口増加自治体であり、市内の開発行為の増加に連動し、調査量も増加している。

以上から、適正な補助金配分がなされないと、自治体の文化財行政や開発対応が遅延し、市民生活にも影響が出ることから、適切な補助金額の確保が必要である。

事業実施による効果

- ・ 史跡整備の補助金が必要額確保されることで、計画通りのスケジュールで適切な史跡整備ができる。
- ・ 埋蔵文化財調査については、市民が必要とする住宅整備を滞らず進めることができる。

担 当：教育委員会事務局 歴史文化財課 文化財保護活用係
TEL：077-561-2429

